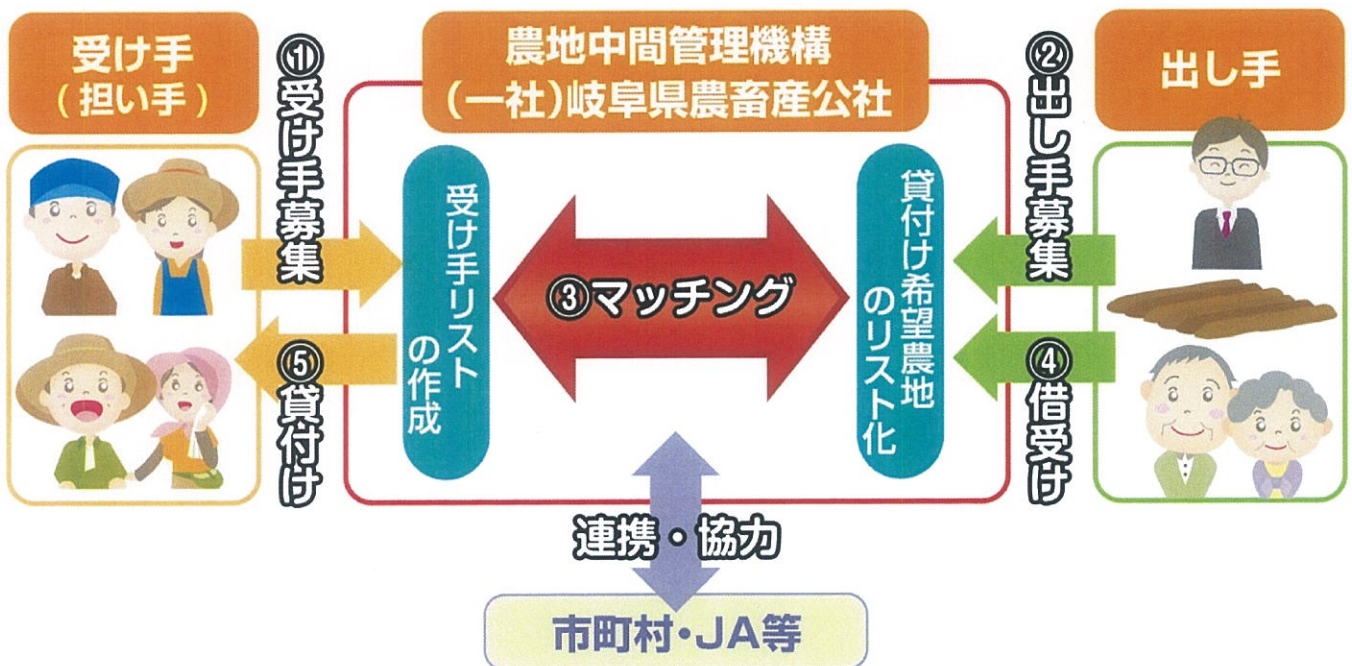


貸付希望農地を募集します！

～農地中間管理機構へ農地を預けませんか～

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り上げ、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行なう事業です。

農地中間管理事業の仕組み



① 農地の借受け希望者(受け手)

上之郷地区	青木 薫さん	内木 久司さん
御嵩、中地区	田中農機株式会社さん	青木 薫さん 内木 久司さん
伏見地区	農事組合法人	ふしみ営農さん

受け手のメリット

- ・個々の所有者と交渉する必要がありません
- ・契約更新や賃借料の支払いが一度にできます

出し手のメリット

- ・公的な機関なので安心して農用地を貸付けることができます
- ・受け手を探したい交渉したいする必要がなく、賃借料のやりとりなど煩わしさもありません

貸付希望農地の募集概要

募集期間

平成26年9月から 随時 相談と受付をします。

農地の借受条件等

- 対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- 利用が著しく困難な遊休農地等や、受け手が見込まれない農地は借受けできません。
- 機構への農地の貸付期間は、概ね10年以上が基本となります。
- 農地の貸付先（受け手）の決定は、公社へ一任頂くこととなります。
※別途実施する借受希望者の募集に応じた担い手等へ、一定のルールに基づき貸し付けることとなります。なお担い手等は、機構のホームページ又は地域窓口で公表しています。
URL <http://www.gifu-noutiku.com/nouchi.php>
- 公社が借り受けてから2年間を経過しても貸付先が決まらない場合などは、契約を解除する場合があります。

応募方法

窓口等で用意する申込書に必要事項を記載の上、提出ください。

機構集積協力金について

機構へ農地を預けた方への支援

公社へ農地を貸し付けした場合、条件を満たせば下記の協力金による支援が受けられます。詳細は窓口でお問い合わせ下さい。

①経営転換協力金

全自作地又は1つの経営部門の全自作地を、10年以上機構に貸付けると、面積に応じて30万～70万円(1戸当り)が交付されます。

②耕作者集積協力金

借受けを希望している担い手が耕作する農地等に隣接する農地や、連続する2筆以上の農地を10年以上機構へ貸付けると、2万円(10aあたり)交付されます。

※①、②のいずれも当該農地が機構から担い手に貸し付けられることが条件です。

※その他、地域でまとまった農地を機構へ貸付けを行った地域に対しては、機構への貸付割合に応じ「地域集積協力金」による支援も受けられます。

【窓口・問合せ先】

御嵩町役場 農林課農業振興係

TEL0574-67-2111

JAめぐみの可児農業サポートセンター

TEL0574-62-3706